

1 用語の定義

用語	定義
公共施設等 ※1	公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。
建物 ※2	学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
インフラ施設 ※2	道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
個別施設計画 ※3	当該地方公共団体における公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画をいう。
保全 ※4	建築物の当初の性能の維持・確保のほか、現行法令や社会的・経済的な要請として必要とされる性能を維持・確保できるよう建築物を良好な状態に保つこと。
維持管理・修繕 ※1	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。
補修 ※4	建築物の機能・性能を実用上支障のない状態（許容できる性能レベル）まで回復させること。
修繕 ※4	建築物の機能・性能を当初の性能水準まで回復させること。
改修 ※1	公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
更新 ※1	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
予防保全 ※4	建築物の部分等に不具合・故障が生じる前に修繕等を行い、性能・機能を所定の状態に維持すること。
事後保全 ※4	劣化や不具合が生じてから措置を行うこと。
PPP ※1	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI ※1	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
会計区分 ※5	地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計に区分して経理されており、その中には、一般行政活動に係るものと公営事業会計に係るものがある。
普通会計 ※5	一般会計と特別会計のうち一般行政活動に係るものを一つの会計で経理されたものとみなして整理した会計の呼称。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上、便宜的に用いられる会計区分。
公営事業会計 ※5	大阪府の場合、企業会計、港湾整備事業及び国民健康保険に係る会計の総称。

※1 令和5年10月 総務省指針「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」

※2 平成30年4月 総務省事務連絡「公共施設等の適正管理の更なる推進について」

※3 令和7年4月 総務省「令和7年度地方債同意等基準運用要綱」

※4 令和7年3月 国土交通省「国家機関の建築物等の保全の現況」

※5 令和7年3月 総務省「地方財政の状況」・令和7年9月 大阪府「財政ノート」